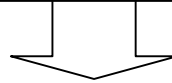


国民の協力

国民は、国及び国民の安全を確保することの重要性にかんがみ、指定行政機関、地方公共団体又は指定公共機関が対処措置を実施する際は、必要な協力をするよう努める（武力攻撃事態対処法第8条）



国民は、国民の保護のための措置の実施に関し協力を要請されたときは、必要な協力をするよう努める（国民保護法第4条第1項）

国民保護法では、国民に協力を要請できる場合を限定

【協力の内容】

住民の避難や被災者の救援の援助（第70条第1項、第80条第1項）
消火活動、負傷者の搬送又は被災者の救助の援助（第115条第1項）
保健衛生の確保に関する措置の援助（第123条第1項）
避難に関する訓練への参加（第42条第3項）

- 協力の要請を行う場合は、安全の確保に十分配慮（第70条第2項等）
- 国民が協力の要請に応ずるか否かは任意とし、義務とはしない。
- 国や地方公共団体は、要請に基づく協力により、国民が死亡・負傷等した場合は、その損害を補償（第160条）
- 国や地方公共団体は、住民の自主的な防災組織やボランティアの国民の保護のための活動に対し、必要な支援を実施（第4条第3項）